

# 浪江町 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：浪江町役場 企画財政課

運営：弁護士ドットコム株式会社

# 次第

1. 電子契約の目的とメリット
2. 利用対象とする契約
3. 契約締結の流れ
4. ご不明点のお問い合わせ方法

# 1.電子契約の目的とメリット

## 電子契約の目的

契約プロセスをデジタル化することで抜本的効率化とDX推進をし、印刷・製本・押印・郵送といった物理的な手間を無くすこと。

## 電子契約のメリット

電子契約は浪江町だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります。

- ・コスト削減（収入印紙や印刷、郵送コスト）
- ・業務効率化（契約プロセス効率化、契約書管理の効率化）
- ・利用が簡単（アカウント登録なし、無料で利用可能）

ぜひ積極的な活用をご検討ください！



## 2.利用対象とする契約

町が事業者と締結する物品の購入、建設工事等の契約全般  
請書、承諾書、協定書、覚書 等も対象とします

**※ただし、以下の契約は電子契約対象外とします**

〔電子契約対象外となる契約〕 **※従来通り紙契約書で締結※**

- ・電子契約を希望しない場合
- ・法令等により書面での契約が定められている契約  
例：事業用借地権設定契約、企業担保権の設定又は変更を目的とする契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられている契約
- ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(参考) 【2025年最新】 電子契約にできない契約書とできる契約書の違いとその見分け方  
<https://www.cloudsign.jp/media/20190322-syomen-gimu/> (クラウドサイン公式HP)

## 2.利用対象とする契約

令和8年2月2日(月)以降に新たに締結する契約が対象となります。

※上記の日付より前に締結した契約に係る変更契約等は対象外となります。

★事業者様は、電子契約の可否に関わらず、従来どおり書面(紙)での契約を選択することもできます。

★具体的な契約ごとの利用可否については、町の事業担当者にご相談ください。

(電子契約のイメージ)



### 3. 契約締結の流れ(概要)

浪江町の電子契約締結の流れは下記の通りです。

#### 電子契約の手続きの流れ

1 電子契約利用申請  
※初回のみ

2 町側が契約書類データを送信

3 確認依頼メール受信

4 契約内容の確認/承認

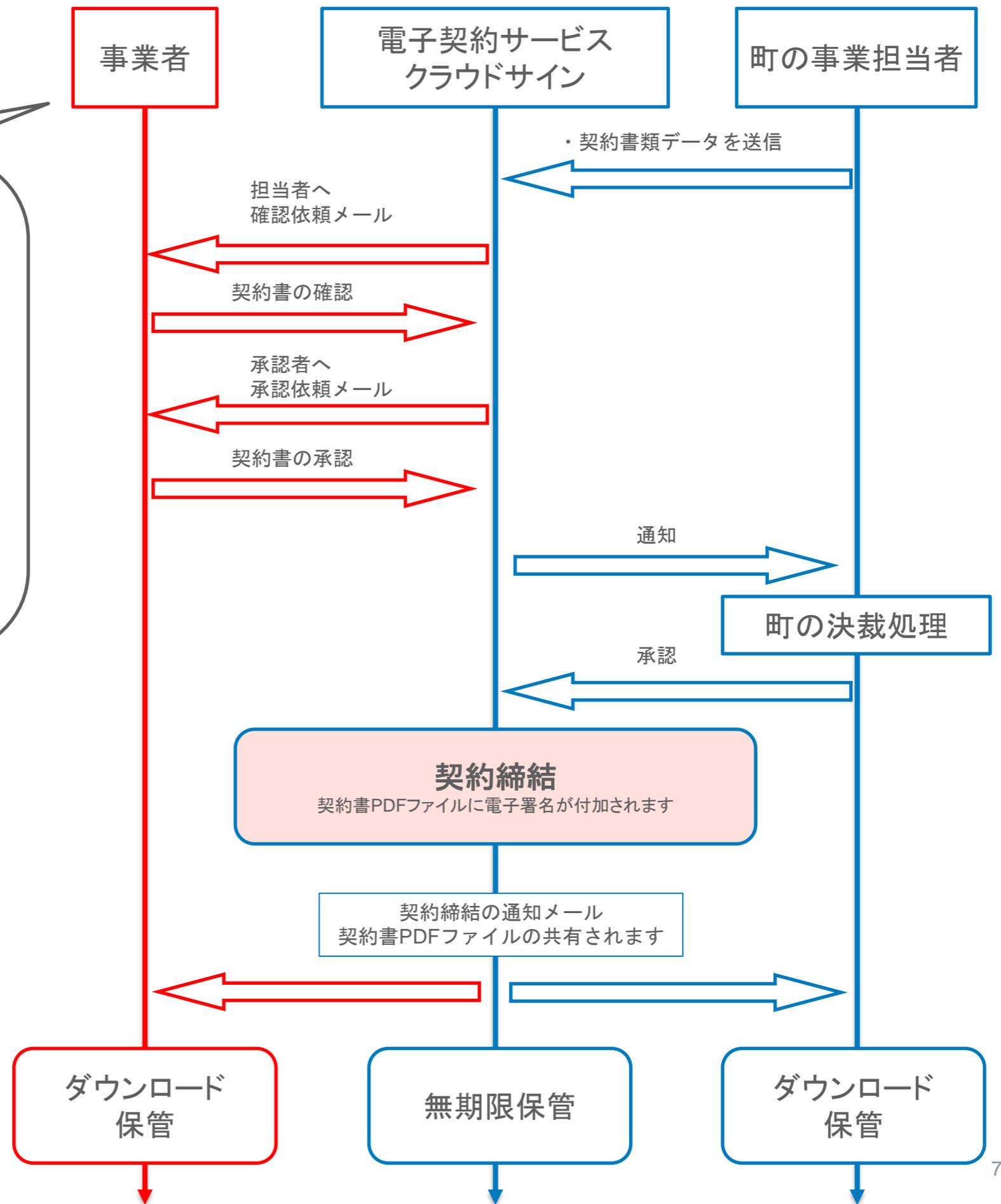
5 契約締結完了  
電子契約書は大切に保管してください

# 電子契約の手続きの流れ

事前に電子契約利用申請が必要です



<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/2/41869.html>



### 3. 契約締結の流れ(電子契約利用申請)

電子契約の利用を希望される場合、  
「**電子契約利用申請フォーム**」より申請いただきます。

#### 利用するサービス

電子契約サービス「クラウドサイン」(株式会社弁護士ドットコム)  
[製品紹介ページ<外部リンク>](#)

#### 対象

■ (1) 電子契約の対象となる契約

町が締結する物品の購入、建設工事等の契約全般

■ (2) 電子契約対象外となる契約

- ・法令等により書面での契約が定められている契約  
例：事業用借地権設定契約、企業担保権の設定又は変更を目的とする契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられている契約
- ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

■ 電子契約利用申請について

電子契約を希望する事業者様は、以下のフォームよりご申請ください。  
[電子契約利用申請フォーム<外部リンク>](#)

○契約締結前に、町の事業担当者に電子契約希望の旨を伝え、申請をお願いします。

○入札の場合、落札後にご申請ください。

○町ホームページ  
「電子契約サービスを開始します」  
<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/2/41869.html>

[電子契約利用申請フォーム \(次ページ\)](#)

### 3. 契約締結の流れ(電子契約利用申請)

電子契約利用申請フォームを開き、①の注意事項等をご確認の上、②の申請情報をご入力ください。

福島県浪江町

## ①

### 電子契約利用申請

1 確認 2 申請

【申請が必要な条件】

- 浪江町と電子契約を締結する場合
- 契約締結権利者と担当者を登録する場合
- 申請内容に変更が生じた場合

【申請が不要な条件】

- 過去に利用申請をしていた場合
- 紙で契約を締結する場合

既にご申請済みの場合、自動返信メールにてお送りした「浪江町電子契約利用申請の受付」メール内の「申請番号」を浪江町担当者へお伝えください。

(1) 電子契約の対象となる契約  
町が締結する契約書、請書、協定書、覚書等の契約に準ずるもの

(2) 電子契約対象外となる契約

- 法令等により書面での契約が定められている契約  
例：事業用借地権設定契約、企業担保権の設定又は変更を目的とする契約
- 契約期間が10年を超える契約
- 期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられている契約
- その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

確認しました

1ページ目 全2ページ

[戻る](#) [次へ](#)

福島県浪江町

## ②

### 電子契約利用申請

1 確認 2 申請

事業者名 \*

所在地 \*

契約に記載される者

代表者 役職 \*      代表者 氏名 \*

契約を承認する者

契約締結権利者 氏名 \*      契約締結権利者 メールアドレス \*

契約手続きをする者(契約締結権利者と同じ場合不要)

担当者 氏名      担当者 メールアドレス

浪江町との契約行為は初めてですか？

町との契約は初めて

浪江町の担当者 氏名      浪江町の担当者 メールアドレス

全てのメールアドレスに申請受付メールをお送りいたします。

2ページ目 全2ページ

[戻る](#) [確認](#)

・申請が完了すると、申請受付メールが届きます。

・申請受付メールに「申請番号」が記載されていますので、町の事業担当者にお伝えください。

・申請内容が変わる場合(担当者やメールアドレスの変更等)は再度申請が必要になります。

## 4. ご不明点のお問い合わせ方法

### 【運用に関する問い合わせ窓口】

浪江町役場企画財政課情報統計係までお問い合わせください。

※ お問い合わせはメール、電話で受け付けております。

連絡先(メール) : [namie12030@town.namie.lg.jp](mailto:namie12030@town.namie.lg.jp)

連絡先(電話番号) : 0240-34-0241

### 【クラウドサインについての問い合わせ窓口】

クラウドサインヘルプセンター

<https://help.cloudsign.jp/ja>



自分で解決！じっくり解説！

## ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。

